

令和8年4月から

プラスチック資源の分別収集 が始まります

現在、燃えるごみとして収集している**プラスチック類（ペットボトルは除きます）**を、**プラスチック資源として収集し、リサイクルします。**プラスチックを資源化することで、ごみの減量化及び温室効果ガスの排出抑制をはじめとした環境への負荷軽減を図ります。

新たに「プラスチック資源専用指定袋」を追加します



- 大 30ℓ 1枚 30円 (1組 300円)
- 中 20ℓ 1枚 20円 (1組 200円)
- 小 10ℓ 1枚 10円 (1組 100円)

プラスチック製容器包装とプラスチック製品をまとめて
緑色のプラスチック資源専用指定袋に入れて決められた
ステーションに出してください。(週1回)

対象となる主なプラスチック資源

プラスチック製容器包装



プラスチック製品



次の3つの条件を全て満たすものが対象

①プラスチックだけでできている

プラスチック以外の部品などがある場合は、分解してプラスチックの部品のみを「プラスチック資源」で出すか、取り外せない場合は、「燃えるごみ」や「燃えないごみ」で出してください。

②汚れていない

食品などの汚れは、水洗いしてください。
水洗いしても汚れが落ちないものは、「燃えるごみ」で出してください。

③1辺が50cm未満のもの

50cm以上のものは、50cm未満になるようにして出すか、それが難しい場合は、「粗大ごみ」で出してください。

二重袋にしないでください

収集したプラスチック資源は、すべて袋を破いて中身を確認します。家庭から出す際は、二重（小さい袋に入れたものを大きな袋に入れるなど）にしないでください。

プラスチック資源の出し方 事例

1 弁当・カップ麺などのプラスチック製容器

- ① 固形物などが残っている場合は
出すことができません。
- ② 水で軽く水洗いして固形物が残って
いなければ出すことができます。
- ③ 食品の色素だけが残っていても
出すことができます。



※水洗いしても汚れが
落ちない場合は、
「燃えるごみ」で
出してください。

2 プラ(マーク)が表記されていないもの

プラマークの有無に関わらず、**プラスチックだけでできていれば対象です。**

プラマークが表記されていないプラスチック製品の例



クリアファイル



ハンガー



バケツ



緩衝材



定規等



プラスチック製
カトラリー



歯ブラシ

3 ペットボトルのキャップ・ラベル

キャップ・ラベルは
本体から取り外して
プラスチック資源専用の
指定袋に入れ、
プラスチック資源の収集日に
出してください。



ペットボトル本体は
**プラスチック資源では
回収できません！**
資源物の、ペットボトルの
収集日に出してください。



4 紙製のシール等が付いているもの

- ① 簡単に剥がせる場合は、はがして
出してください。
はがしたシールは、「燃えるごみ」
で出してください。
- ② うまくはがせない場合は、シールが
付いたまま「プラスチック資源」で
出してください。



うまくはがせない
場合は、そのまま
出してください。



5 発泡スチロール等

- ① 50cm以上の大きさのものは、50cm未満
になるよう、くださいて出してください。
- ② 細かくくだけない場合は、「燃えるごみ」か
「粗大ごみ」で出してください。



50cm以上の場合は、
50cm未満に
なるようにください。



6 納豆容器（プラスチック製に限る）

- ① 水ですすぎ、納豆の汚れが落ちる場合は
「プラスチック資源」で出してください。
- ② 汚れが落とせない場合は「燃えるごみ」
で出してください。



水ですすぎ、汚れが落ちる
場合は、「プラスチック資源」
で出してください。

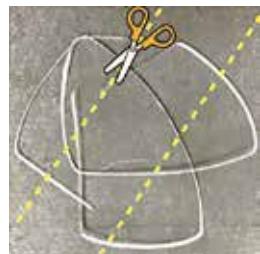


7 緩衝材・包装用バンド等

シート状の緩衝材やひも・バンドについて、長いままだと処理工程で機械に絡まってしまうことがあるため、50cm未満に切ってから出してください。



画像のように、
50cm未満に
切ってから
出してください。



8 ディスク類 (CD・DVD等)

- ① CD・DVDは「プラスチック資源」で出してください。
- ② プラスチック製のケースも「プラスチック資源」で出すことができます。



本体及びケースは
「プラスチック資源」
で出せます。
※ケースに付属する
紙などは出せません。



9 お菓子や薬の包装

- ① プラマークが表示されているものは、「プラスチック資源」で出してください。
- ② プラマークがなく、金属と表示されている場合は、「燃えないごみ」で出してください。

金属の表示があっても、
プラマークがある場合は、
「プラスチック資源」で
出してください



※袋をはたくなどして、食べかすを落としてから
「プラスチック資源」で出してください。



10 チューブ容器類

- ① 中を水洗いし、残った内容物を洗い流してから「プラスチック資源」で出してください。
- ② 水洗いしても、中がきれいにならない場合は、「燃えるごみ」で出してください。



この状態では「燃えるごみ」



容器を切ることで、簡単に水洗いできます。



汚れを落としたら
「プラスチック資源」
で出してください。

11 プラスチック以外が含まれるもの

- ① 分解して、プラスチックのみになった部分は「プラスチック資源」で出してください。
- ② プラスチック資源に出せない部品は、「燃えるごみ」か「燃えないごみ」で出してください。



プラスチック資源



燃えるごみ



燃えないごみ

ちょっとしたひと手間で、ごみ出し費用が少し節約できるかも？？

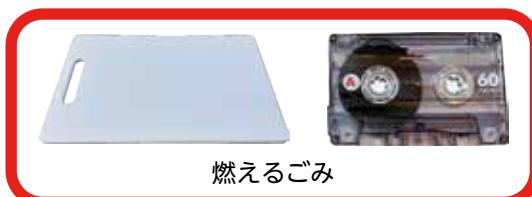
「プラスチック資源」を「燃えるごみ」と分けて出すことで、使用頻度の高い「燃えるごみ用指定袋」が今より小さいサイズにできたり、使用枚数を減らせる場合があります。毎日のごみ出しを少し工夫することができる、節約と脱炭素の取組です。プラスチック資源の分別にご協力をお願いします。

プラスチック資源として出せないもの

1 厚手のプラスチック

概ね厚さが5mm以上の厚手のプラスチックは、「燃えるごみ」で出してください。

※プラスチック製のまな板など



2 ビデオテープ・カセットテープ

ビデオテープやカセットテープは、テープが機械に絡まってしまうことがあるため、「燃えるごみ」で出してください

3 紙製品の容器

カップラーメンの容器やストローなどは、紙製のものが増えてきています。よく似ているので、注意して分別してください。

※「紙マーク」がついていても紙類となりませんので、「燃えるごみ」で出してください。



「プラマーク」も記載されていますが、この商品の場合、外装フィルムがプラスチックで、容器(カップ)は紙製となっています。

4 プラスチック素材でないもの

ゴムやシリコン、合成皮革などでできたものは、「燃えるごみ」で出してください。

※ゴム製品やシリコン製品はプラスチックとの区別が難しいため、注意してください。



これらは、プラスチック製品との区別が難しいため、素材を確認して分別してください。

お願い

モバイルバッテリー・電子機器など、リチウムイオン電池を含む電子機器などは、発火の原因となりますので、絶対に一緒に出さないでください。
(有害・危険ごみや小型家電として出してください)

【プラスチック資源分別収集開始に伴う家庭ごみ等の収集頻度の変更】

区分	現行	令和8年4月1日以降
燃えるごみ	週2回	週2回
燃えないごみ (変更)	週1回	月2回
粗大ごみ	月1回	月1回
プラスチック資源 (新設)	—	週1回
資 源 物	びん類・缶類・ペットボトル (変更)	月2回
	紙類	月2回
有害・危険ごみ	月1回	月1回

白色トレイの拠点回収廃止

現在、各市民センター等に設置している白色トレイの回収ボックスは廃止します。令和8年4月から、白色トレイはプラスチック資源専用指定袋に入れて出して下さい。



お問い合わせ

呉市環境部環境政策課 廃棄物グループ

住所：広島県呉市中央四丁目1番6号

TEL：(0823)-25-3302

FAX：(0823)-32-1621

E-mail : kansei@city.kure.lg.jp